

# 受けられなかった予防接種はありますか？

定期の予防接種について「特別の事情」があり、規定の時期に接種できなかった場合、定期接種として取り扱えるようになりました。

接種できる期間は「特別の事情」がなくなった日から起算して2年（高齢者肺炎球菌感染症は1年）を経過する日（ただし、ワクチンの用法に定められている期間内）までとなります。

該当すると思われる場合は、事前に疾病対策課へご相談ください。

## 1 対象者

本市に住民登録があり、「特別の事情」により、規定の時期に定期接種ができなかった相当な理由があると本市が認めた者

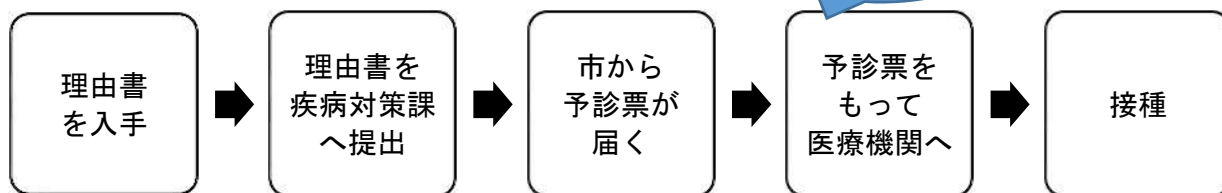
### ※特別の事情

- ワクチンの大幅な供給不足等で、規定の時期に予防接種を受けることができなかった場合。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、規定の時期に受診することが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられた場合。

## 2 接種の種類

B型肝炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、BCG（結核）、麻しん（はしか）・風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、高齢者肺炎球菌感染症

## 3 手続きの流れ



※接種後のお支払いはしておりませんので、接種を予定している医療機関や疾病対策課で理由書を手出し、必ず接種前に理由書を提出し、予診票の交付を受けてください。

## 4 その他

手続きは概ね2週間程度の期間を要します。期間に余裕をもってお手続きをお願いいたします。

【お問い合わせ】 相模原市 保健所 疾病対策課 予防接種班  
電話 042-769-8346〔直通〕(平日の午前8時30分～午後5時)  
住所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15